

福祉・介護人材確保関係主管課長会議

厚生労働省

平成20年12月25日

福祉・介護人材確保関係主管課長会議資料

【目次】

1. 福祉・介護人材確保対策予算の概要について…P 2～P 7
2. 障害者自立支援対策臨時特例交付金について
 - (1) 障害者自立支援対策臨時特例交付金について…P 9～P 11
 - (2) 障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要…P 12～P 22
 - (3) 特別対策事業の実施方法について（個々の事業概要）…P 23～P 36
 - (4) 交付要綱新旧対照表（案）…P 37～P 47
 - (5) 運営要領新旧対照表（案）…P 48～P 70
 - (6) 基金条例（参考例）…P 71
 - (7) 交付金事業の流れ及びスケジュール…P 72～P 78
3. 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充について
 - (1) 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充について…P 80～P 90
 - (2) 介護福祉士等修学資金の貸付事務の概要について…P 91～P 102
 - (3) 交付要綱新旧対照表（案）…P 103～P 110
 - (4) 次官通知新旧対照表（案）…P 111～P 118
 - (5) 局長通知新旧対照表（案）…P 119～P 126
4. 労働施策における福祉・介護人材確保対策について
 - (1) 介護労働者雇用管理改善等の主要関連施策について…P 128～P 131
 - (2) 平成 21 年度公共職業訓練（介護分野）の実施について
…P 132～P 135
5. 参考資料
 - (1) 平成 20 年度厚生労働省第 2 次補正予算（案）の概要…P 137～P 143
 - (2) 平成 21 年度予算（案）の概要（社会・援護局関係）…P 144～P 148
 - (3) 介護福祉士等現況調査の結果について…P 149～P 188
 - (4) 福祉・介護サービス従事者の現状（データ集）…P 189～P 220

福祉・介護人材確保対策予算の概要について

福祉・介護人材確保対策について

福祉・介護の人材については、離職率が高いことに加え、地域や事業所によっては人材確保困難な状況が見られ、人材確保は喫緊の課題。

こうした状況を踏まえ、去る10月30日に「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、「介護従事者の処遇改善と人材確保」を盛り込み、さらに、12月19日に生活対策を含めた、「生活防衛のための緊急対策」（経済対策関係閣僚会議）が示され、これにより平成20年度第2次補正予算案及び21年度当初予算案が編成されたところである。

（平成20年度第2次補正案）

○介護報酬改定による介護従事者の処遇改善 1, 154億円
平成21年度の介護報酬改定（プラス3%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。

○介護人材等の緊急確保対策の実施

①介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 320億円
介護福祉士養成施設等に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対して修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付原資等の補助、補助要件の緩和を行う、

②福祉・介護人材の育成・定着の促進 205億円
・進路選択学生等支援事業
福祉・介護の仕事の選択を促すために学生・教員等に対し仕事の魅力を伝え、相談助言を行う。

・潜在的有資格者等養成支援事業
潜在的有資格者等の再就業を促進するための研修を行う。

・複数事業所連携事業

複数の事業所が共同して求人活動、職員研修等を行う。

・職場体験事業

福祉介護の仕事に関心を有するものに対し、職場を体験する機会を提供する。

(障害者自立支援対策臨時特例交付金 855 億円の内数)

③介護人材確保職場定着支援の拡充

(制度要求)

・介護未経験者確保等助成金の拡充

介護労働者の確保・定着及び長年フリーター等の雇用情勢の改善を図るため、介護業務未経験者のうち年長フリーター等を雇い入れ、6ヶ月以上定着させた事業主に対して、通常の介護関係業務未経験者を雇い入れた場合よりも助成額を引き上げる。

(1年間で50万円→100万円)

・介護労働者設備等整備モデル奨励金(仮称)の創設

介護労働者の作業負担軽減のための、介護補助機器(移動リフト等)の導入において、事業主が導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けて導入した場合に、その導入に係る経費の1/2(上限250万円まで)を助成する。

④母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援

1. 3億円

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月) →

修業期間の後半の1/2の期間(上限18か月)

⑤認知症高齢者の徘徊SOSネットワークのGPS利用や広域ネットワークの整備推進

(事項要求)

認知症の人とその家族、介護施設従事者などの負担軽減を図るため、地域住民によるGPS端末を活用した認知症高齢者徘徊SOSネットワークを構築し、認知症サポーターの連絡網や立寄所の整備等を行うとともに、模擬訓練などを行う。

(平成21年度当初予算案)

○福祉・介護人材確保緊急支援事業（新規）

（セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数）

①福祉・介護人材定着支援事業

新たに福祉・介護サービスに従事した者に対する巡回相談等を行う

②実習受入施設ステップアップ事業

実習受入施設のレベル向上のための講習会を行う。

○地域における人材の確保（新規）

①高齢者地域活動推進者養成支援事業

0.9億円

「安心と希望の介護ビジョン」の提言を受け、「高齢者地域活動推進者（コミュニティ・ワーク・コーディネーター）」を年間300人（10年間で3000人）養成することとし、意欲ある地域の高齢者や住民が、主体的・積極的に活動するための環境を整備する。

②生活（介護）支援サポーター養成支援事業

1.7億円

新たな住民参加型サービス等の担い手を養成し、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民のための市民による支え合いの基盤を整備する。

○「雇用管理改善に取り組む事業主に対する総合的な支援」やハローワークにおける福祉人材確保対策の強化

①介護労働者の雇用管理に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実

・介護雇用管理改善等対策費

143.8億円

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器（移動リフト等）を導入した場合に助成する。

・雇用管理改善等援助事業

8.3億円

介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等を実施。

- ②「福祉人材確保重点プロジェクト（仮称）」の推進等による福祉人材確保対策の強化 7.4億円
ハローワークに「福祉人材コーナー（仮称）」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

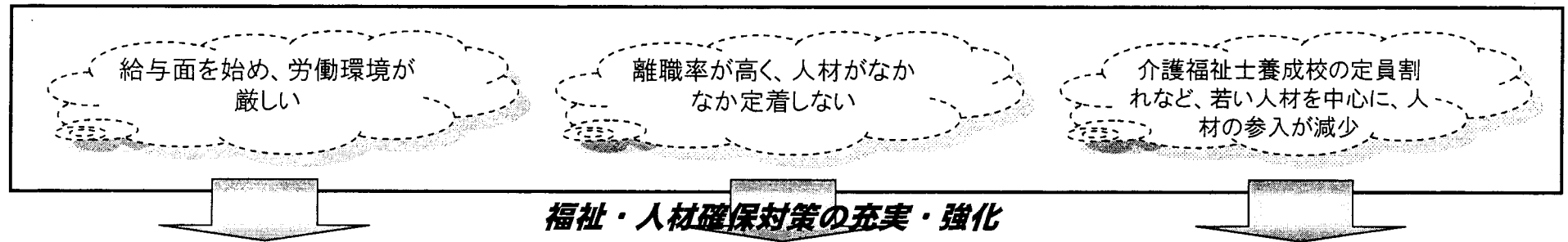
○離職者訓練の実施規模の拡充

- ①職場訓練の実施規模の拡充 5億円
有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練について拡充（17,500人）を図る。
（うちヘルパー2級訓練（訓練期間3か月）見込み 2,730人）

- ②安定雇用実現に向けた長期間の訓練の実施 5.1億円
非正規労働者を対象に、今後雇用の受け皿として期待できる介護分野での安定雇用に向け、新たに長期間の訓練（17,500人）を実施する。
うちヘルパー1級訓練（訓練期間6か月）見込み 6,000人
うち介護福祉士訓練（訓練期間2年）見込み 3,760人

平成20～21年度における福祉・介護人材確保対策の全体像

【福祉・介護分野が抱える主な課題】



福祉・人材確保対策の充実・強化

(福祉・介護人材の労働環境を整備)

(福祉・介護人材の定着を支援)

(福祉・介護人材の参入を促進)

○ 介護人材の処遇改善等を図るための介護報酬の+3%改定と、それに伴う介護保険料の急激な抑制

○ 介護福祉機器(移動リフト等)の導入費用の助成

青枠は平成20年度
補正予算で措置

○ 年長フリーター等を一定期間以上雇い入れた事業主に対する助成

○ 介護事業主団体や地方公共団体等に対して、人材確保対策や雇用管理改善対策のための事業等を委託

○ 処遇改善等のための各種人事制度を導入・運用し、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合の助成

○ 新たに福祉・介護分野に従事した者に対する巡回相談等の実施

○ 介護福祉士養成施設等に入学を希望する者に対する修学資金貸付事業の拡充

○ 学生や教員に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言

○ 潜在的有資格者等の再就業を促進するための研修の実施

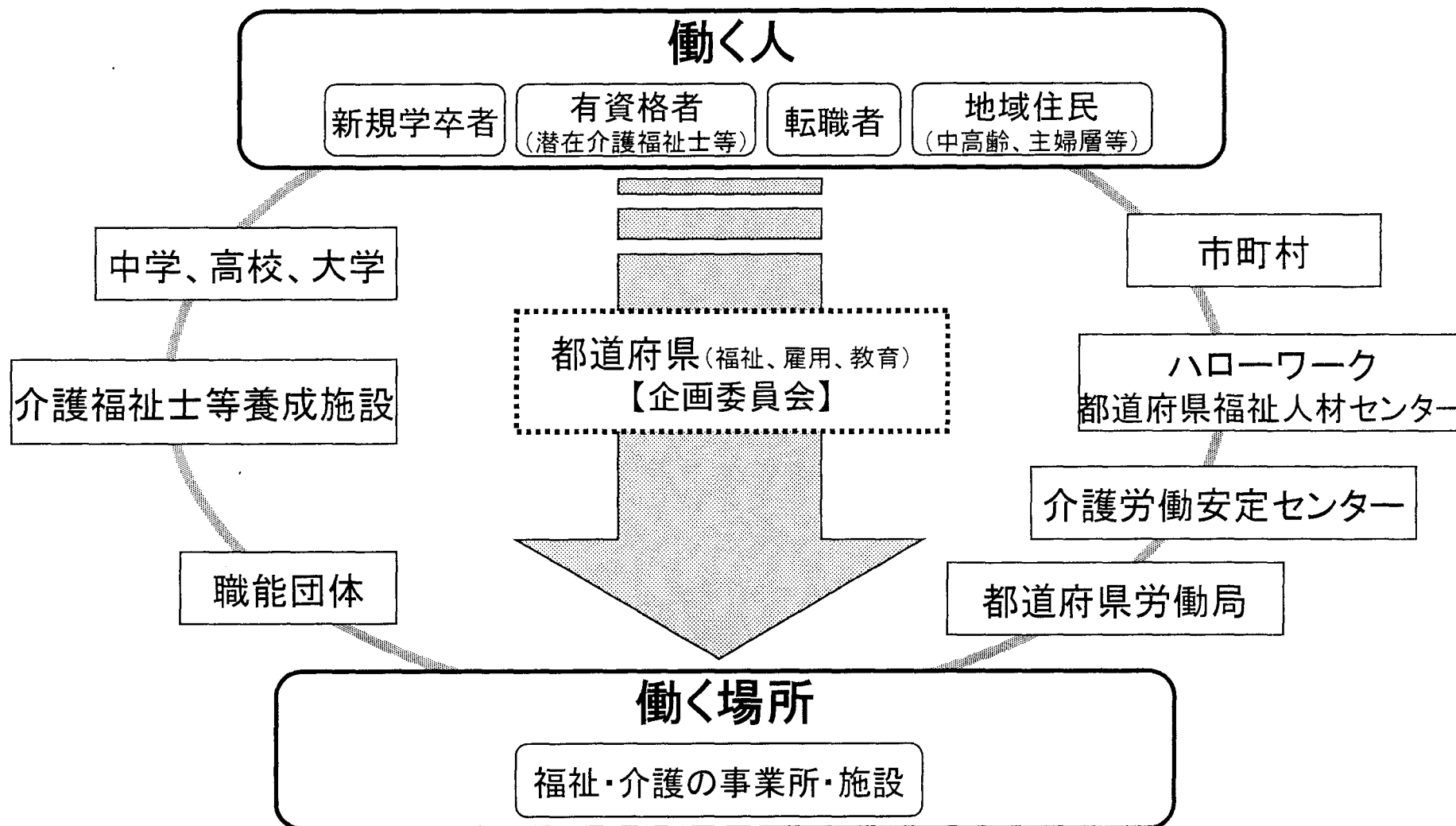
○ 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対する職場体験の機会の提供

○ 母子家庭の母の自立促進のため、介護福祉士等の資格取得を支援

○ 離職者の福祉・介護分野への参入を促進するため、離職者訓練を拡充

福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

- 福祉・介護人材の確保に当たり、都道府県レベルにおいて、関係機関による連携の仕組みをつくることが重要。
- 特に、福祉サイドだけでなく、労働・教育施策との関係に留意。



※ セーフティネット支援対策等事業費補助金中の福祉・介護人材確保緊急支援事業において、企画委員会に係る設置・運営経費を予算措置(補助率1/2)

障害者自立支援対策臨時特例交付金について

(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分)

障害者自立支援対策臨時特例交付金について

障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、事業者に対する激変緩和措置や新たなサービスへの移行のための経過的な措置を講ずることを目的として、障害者自立支援対策臨時特例交付金により、平成18年度に都道府県に基金を造成した。

本基金については、平成20年度までとなっているが、目下の厳しい経済状況から、新法への移行が思いのほか進まず、また、障害者等が関わる福祉・介護現場において、①離職率が高いことに加え、②介護福祉士等の養成施設が定員割れの状況にあり、若い人材の参入が減少している、③介護福祉士等の資格を取得しながら、この分野で働いていない者が多数存在しているなど、福祉・介護人材の確保困難な状況が生じている。

このような状況を踏まえ、都道府県に造成されている基金の延長及び積増しを図るとともに、新たな事業を追加することとした。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の拡充について

背景

- 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系での事業への円滑な移行を促進すること等を目的として、平成18年度補正予算により各都道府県に基金を創設。（※平成18年度補正予算額960億円。現在は平成20年度までの時限措置として実施。）
- 目下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行率が30%弱にとどまっていることなどを踏まえ、平成21年度以降も、引き続き、基金事業による事業者支援等を行うことが必要。

現行事業

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金（都道府県に造成）

1. 事業者に対する激変緩和措置

- ・報酬の月割制から日割制への変更に伴い減収している事業者に対し、従前収入の9割を保障
- ・通所事業者の送迎サービスに対する助成

2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行のための改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成 等



今回の「生活対策」における対応

基金の延長・積増しによる事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策等（「生活対策」より抜粋）

基金の延長・積増し

（※事業内容については検討中）



併せて、福祉・介護人材の確保のための緊急対策についても積増し

- ①進路選択学生等支援事業
- ②潜在的有資格者等養成支援事業
- ③複数事業所連携事業
- ④職場体験事業

自立支援法円滑施行・福祉・介護人材確保について

- 近年の福祉・介護分野での人材確保の厳しい状況を踏まえ、都道府県に造成されている「障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金」の延長・拡充を図るとともに、新たに対象事業を追加し、福祉・介護人材の参入・定着のための取組を推進する。

対象事業の追加

(福祉・介護人材確保のための緊急対策)

平成21年度概算要求を前倒し実施

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金
(都道府県に造成)

※ 障害者自立支援法の円滑な施行を図ることを目的として平成18年度補正予算により創設。

基金の延長・積み増し

福祉・介護人材確保緊急支援事業(平成21年度概算要求事項)

- ・概算要求額:50億円
- ・実施方法:都道府県による事業実施に必要な経費を補助
- ・実施期間:3年間

平成21年度当初予算案へ

(事業メニュー)

①進路選択学生等支援事業

②潜在的有資格者等養成支援事業

③複数事業所連携事業

④職場体験事業

福祉・介護人材定着支援事業

実習受入施設ステップアップ事業

障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要（案）

1 目的

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を図るため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、もって障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材を広く確保することを目的とする。

2 交付金の規模

平成20年度補正予算額（案） 855億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。
なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成18年度に基金を造成したが、目下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行状況が低調となっていること、また、障害者等が関わる福祉・介護分野の人材確保が困難な状況にあることを踏まえ、基金の延長及び平成20年度中に基金を積み増すことを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成24年末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

5 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という。）を実施するため都道府県に基金を造成する。

（1）特別対策事業の内容

障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧 別紙1参照

（2）特別対策事業の対象とならない事業

以下の事業については、特別対策事業の対象としない。

- ① 既の実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業 等

6 交付額

(1) 配分方法

別紙2の算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から特別対策事業に係る実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。(特別対策事業に係る計画書については、各都道府県が任意に作成)

障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について 別紙2参照

(2) 市町村と都道府県の配分割合

交付金は各都道府県に配分するが、市町村に対する配分割合については、地域の実情に応じて管内市町村と協議を行い都道府県が決定することとする。

7 補助率

(1) 別紙1に掲げる事業のうち

- ① 「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」
- ② 「2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置」のうち
 - ・「重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業」
 - ・「進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置」

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(2) 上記(1)以外の事業

定額(10/10)

平成20年度 障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	区分	事業内容
1. 事業者 に対する 運営の安 定化等を 図る措置	継続	(1) 事業運営安定化事業 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。(障害児施設を含む)
		(2) 通所サービス等利用促進事業 障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。
	新規	(3) 新事業移行促進事業 新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。
	新規	(4) 事務処理安定化支援事業 障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図る。
	新規	(5) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 就労移行支援事業所等がサービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に実施するアセスメント(暫定支給決定)について、特別支援学校等の関係者と連携し、会議等の開催により円滑にアセスメントを実施するための体制整備を図ることを目的とする。

※「事業所支援」のうち廃止した事業はなし。

項目	区分	事業内容
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	継続	(6) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。
	継続	(7) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入に対し助成を行う。
	継続	(8) 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。
	—	(9) 障害者地域移行体制強化事業
	継続	ア 障害者地域移行促進強化事業 地域において指導的役割を果たす地域移行に関する専門家を養成するとともに、地域住民への説明会等を実施し、障害者の円滑かつ効果的な地域生活への移行を図ることを目的とする。
	—	イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業
	継続	①グループホーム・ケアホーム借上げ支援事業 グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。
	新規	②グループホーム・ケアホーム入居支援事業 施設に入所していた障害者がグループホーム・ケアホームに入居するに当たり、事業者が引っ越しのための調整等の支援や必要な備品の購入を行った場合に助成を行う。
	新規	ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む） 地域生活を希望する施設入所者が、安定した地域生活への移行ができるよう、当該施設入所者への支援に慣れている職員による包括的な地域移行支援に対して、一定の助成を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進することを目的とする。
	新規	エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業（関係機関の連携による24時間サポートのための体制づくり、既存の相談支援事業やショートステイ等を組み合わせた体制づくり等）に対して助成を行う。
新規	オ 触法障害者地域移行支援事業 障害者支援施設等について、罪を犯した障害者を受け入れる際に必要な調整や受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者・住民に対する勉強会等の支援に対して助成を行う。	

—	カ 医療観察法地域処遇体制強化事業
新規	① 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業 法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保する。
新規	② 障害福祉施設等入所時支援事業 障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に所定の評価を行う。
新規	キ 精神障害者等の家族に対する支援事業 精神障害者等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要であることから、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成を行う。
継続	ク 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業 重度訪問介護事業所における従業者の資質向上や夜間支援体制の強化等の基盤整備の実施により、緊急に重度訪問介護事業所の安定的な運営を確保し、在宅重度障害者に対するサービス提供基盤の整備を図ることを目的とする。 (報酬改定検討中)
継続	ケ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業 障害程度区分4以上の障害者に対し、適切な支援を行う観点から、当該支援に要する費用を助成する。 (報酬改定検討中)
—	(10) 一般就労移行等促進事業
継続	ア 職場実習・職場見学促進事業 就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合に助成を行う。
継続	イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業 障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用に対し助成を行う。
継続	ウ 施設外就労推進事業 施設外就労を推進することを目的として、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型において施設外就労を実施する場合にユニット単位で助成を行う。 (報酬改定検討中)
継続	エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業 就労支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において、施設外就労・施設外支援を実施した結果、一般就労に結びついた場合に助成を行う。

新規	<p>オ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業</p> <p>障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図るため、就労移行支援事業等を利用し、</p> <p>①利用者に対して社会適応訓練等に関する講座の企画・実施</p> <p>②勉強会・自主交流会等の実施</p> <p>③障害者の雇用をお願いする企業に対し、職務分析等の実施を行うことを目的とする。</p>
新規	<p>カ 離職・再チャレンジ支援助成事業</p> <p>就労移行支援事業者が、離職の危機を迎えている者への対応や、やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供などにかかる支援を本人・親・事業所に対して実施することを目的とする。</p>
新規	<p>キ 目標工賃達成助成事業</p> <p>就労継続支援B型において働く障害者の工賃につき、次年度の平均工賃月額額の20%以上の増額を工賃の達成目標に掲げ、かつ一定程度の成果を上げている事業所に対して助成を行う。</p>
新規	<p>ク 就労継続支援A型への移行助成事業</p> <p>就労継続支援B型事業者が就労継続支援A型へ移行するために必要な、関係者との協議、先進的な就労継続支援A型事業所等の視察、中小企業診断士による相談・診断等を実施することを目的とする。</p>
継続	<p>(11) 小規模作業所移行促進事業</p> <p>利用者が少ないために新体系へ移行することが困難な小規模作業所が統合するために必要な経費に対して助成する。</p>
—	<p>(12) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業</p>
継続	<p>ア 特別アドバイザー派遣事業</p> <p>先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。</p>
継続	<p>イ 相談支援発展推進支援事業</p> <p>相談支援事業の新規の立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や事業を発展させるための求人、広告及び従業者の研修等について支援する。</p>
継続	<p>ウ ピアサポートセンター等設置推進事業</p> <p>地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業(障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。)を実施するセンターを設置する場合に必要な設備整備やサポーターの研修等について支援する。</p>
新規	<p>エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業</p> <p>居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等について支援する。</p>
新規	<p>オ 地域自立支援協議会運営強化事業</p> <p>地域自立支援協議会の機能の強化のため、個別事例を効率的に整理するためのシステムの導入や、先進地の視察、広報等について支援する。</p>
継続	<p>(13) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業</p> <p>障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成する。</p>

継続	<p>(14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業</p> <p>障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費(広報啓発経費、システム改修経費等)を助成する。</p>
継続	<p>(15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業</p> <p>就学前児童の受入が少ない児童デイサービス事業所(報酬告示上、児童デイサービス費(Ⅱ)に該当する事業所)において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。(報酬改定検討中)</p>
継続	<p>(16) 相談支援充実・強化事業</p> <p>自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する事業を実施する。</p>
継続	<p>(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業</p> <p>障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。</p>
新規	<p>(18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業</p> <p>重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。</p>
新規	<p>(19) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業</p> <p>精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。</p>
—	<p>(20) その他法施行に伴い緊急に必要な事業</p>
継続	<p>ア 事業者コスト対策</p> <p>平成21年度における障害福祉サービス等の費用額の改定(報酬改定)に伴う請求システムの改修、著しい社会経済情勢の変動に伴う諸物価の高騰による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、追加的な事業者コスト対策として助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。</p>
継続	<p>イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置</p> <p>進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。</p>
継続	<p>ウ オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業</p> <p>地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。</p>
継続	<p>エ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業</p> <p>市町村等が行う情報支援機器(拡大読書器、テレビ電話等)の整備及び音声コードの研修及び普及、聴覚障害者が所有している「聴覚障害者用情報受信装置」の地上デジタル化に伴う経費について助成する。</p>

継続	オ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業 視覚障害者等に対する移動支援を行うガイドヘルパーの資質向上を担う指導者を養成する研修に参加するための経費について助成する。
新規	カ 福祉機器相談基盤整備事業 各更生相談所における補装具判定に必要な見識を高めるための資質向上研修等の開催に係る経費を助成する。
新規	キ コミュニケーション支援広域支援検討事業 市町村単位で実施されているコミュニケーション支援において、市町村域を超えた手話通訳者の派遣等広域的な体制を検討するための経費について助成する。
新規	ク 障害者スポーツ特別振興事業 障害者の社会参加を一層促進するため、地域における障害者スポーツの裾野を広げる取組として、パラリンピック等のトップアスリートと実際に競技を行うイベント等の事業に要する経費について助成する。
新規	ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業 障害者の社会参加を一層促進するため、一般の公立体育館(学校体育諸施設は除く)でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ(オストメイト対応を含む)、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に対し助成する。

※「新法移行支援」のうち廃止した事業

- ・デイサービス事業等緊急移行支援事業
- ・就労意欲促進事業

項目	区分	事業内容
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	新規	(22) 進路選択学生等支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。
	新規	(23) 潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。
	新規	(24) 複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。
	新規	(25) 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。

障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について

1. 予算額	855億円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	300億円
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	350億円
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	205億円

2. 予算額の配分	
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	300億円

① 事業運営安定化事業分

$$160 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{全国の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$$

② 通所サービス等利用促進事業分

$$117.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{全国の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$$

③ その他の事業

$$22.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の自立支援給付費給付実績}}{\text{全国の自立支援給付費給付実績}}$$

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置 350億円

1県当たり定額(2.5億円)に加え、人口割配分(総枠120億円)を行い、110億円を申請配分とする。

定額配分	2.5億円 × 47県	120億円
人口割配分	120億円 × $\frac{\text{A県人口}}{\text{全都道府県人口}}$	120億円
申請配分	申請に基づき配分	110億円

- ※ 都道府県は、地域の実情を踏まえ、市町村へ助成することとする。
 ※ 平成18年度補正予算に基づく基金の執行残額がある場合は、反映することとする。(平成20年10月調査結果を反映)

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置 205億円

1県当たり定額(1.5億円)に加え、人口割配分等(総枠70.5億円)を行い、64億円を申請配分とする。

定額配分	1.5億円 × 47県	70.5億円
人口割配分	42.5億円 × $\frac{\text{A県人口}}{\text{全都道府県人口}}$	70.5億円
養成課程割分	20億円 × $\frac{\text{A県3福祉士養成課程数}}{\text{全国の3福祉士養成程数}}$	
施設等割配分	8億円 × $\frac{\text{A県在宅・施設サービス数}}{\text{全国の在宅・施設サービス数}}$	
申請配分	申請に基づき配分	64億円

(案)

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

(「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」分)

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

進路選択学生等支援事業

1 事業の目的

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設(以下「養成施設」という。)に専門員を配置して、中学校、高校等を訪問し福祉・介護の仕事の魅力を伝達し、将来的な福祉・介護の仕事の選択を促すよう相談・助言及び指導等を行うとともに、高齢者、主婦層等地域住民に対して福祉・介護の意識啓発のための説明会を開催する等、福祉・介護の仕事をめざす学生等を支援することを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(介護福祉士等養成施設を経営する団体への補助)

(2)事業内容

養成施設に相談、助言及び指導等を行う専門員を配置し、次に掲げる事業を実施した場合に、養成施設が負担した費用の一部を助成する。

ア 中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業

イ 中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業

ウ 高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業

(3)対象養成施設

都道府県内に設置される養成施設のうち、定員に対する入学者の充足率(4月1日現在)が、原則6割未満のものを対象とする。

(4)補助単価

定員充足率	1 養成施設当たり
20%未満	5,000千円以内
20%以上～40%未満	4,300千円以内
40%以上～60%未満	3,400千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 その他

- (1)専門員は、仕事のイメージアップのための活動とともに相談、助言及び指導等の業務を行う。
- (2)専門員は、介護福祉士等養成施設ごとに、原則として1人配置する。
- (3)毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

進路選択学生等支援事業

目的

- 将来の福祉・介護人材を養成する介護福祉士・社会福祉士等養成施設においては、深刻な定員割れの状態にあり、このままでは、サービス提供を担う人材の確保やサービス水準の維持に支障を生ずるおそれがある。
 - ※ 介護福祉士養成施設定員充足率(71.8%(平成18年度)→64.0%(平成19年度)→45.8%(平成20年度))
- このため、養成施設に、専門員を設置し、次のような取組を通じ、若い世代や地域の人材確保を推進する。

(対象)

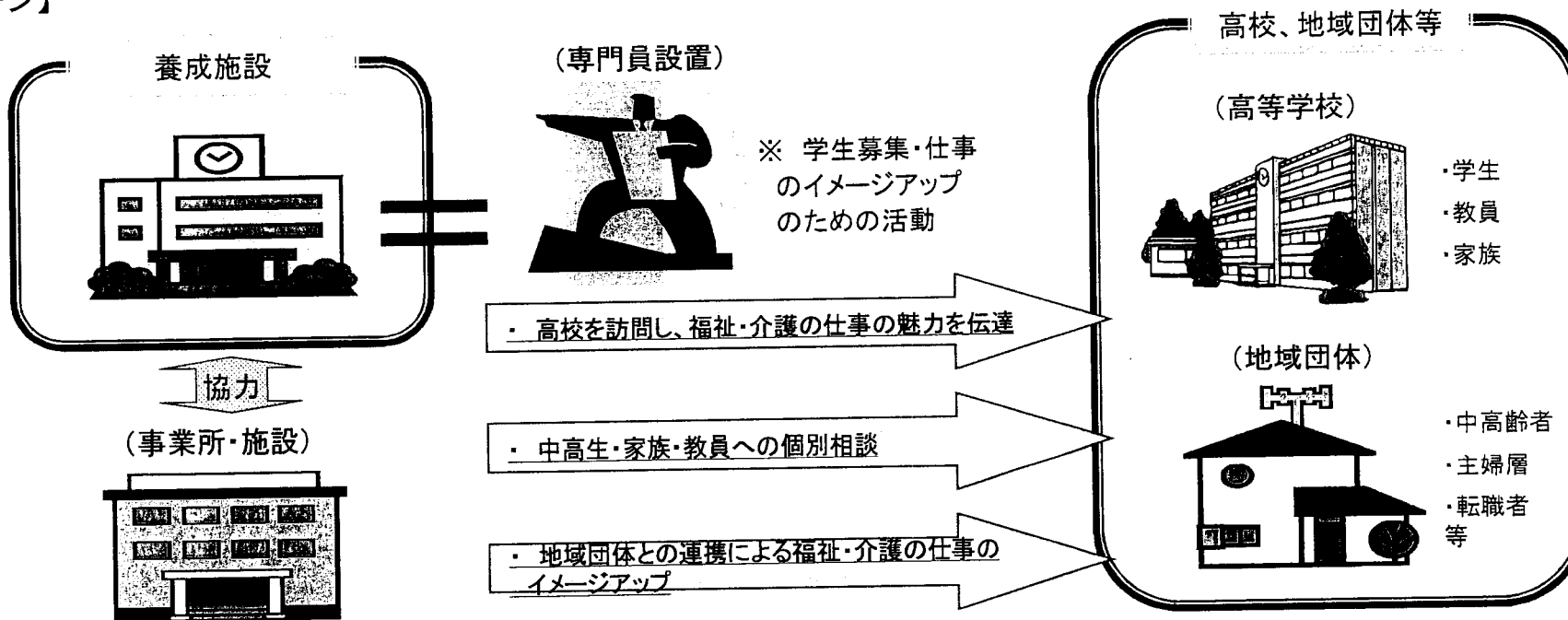
- ・ 中高生、家族、教員
- ・ 中高齢者、主婦層、転職者等
- ・ 地域団体・機関等

(活動内容)

- ・ 福祉・介護の仕事の魅力や実情を紹介
- ・ 就学・研修受講に向けて、個別に相談・助言・指導等を行う
- ・ 理解促進、意識啓発のための地域イベント、説明会等を開催

※ 定員充足率60%未満の養成施設(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)を対象。

【イメージ】



潜在的有資格者等養成支援事業

1 事業の目的

資格を有しながら福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修や、高齢者、主婦層等の知識・能力を活かして福祉・介護分野への参画を進めるための研修等を通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1)実施主体

都道府県(介護福祉士・社会福祉士又は精神保健福祉士の養成施設等への補助)

(2)事業内容

ア 潜在的有資格者再就業支援研修

潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修を実施する。

イ 高齢者等参画支援研修

いわゆる「団塊の世代」や主婦層等の知識・能力を活かして、福祉・介護分野への参画を進めるための研修を実施する。

ウ 福祉・介護サービスチャレンジ教室

地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修を実施する。

エ 障害者就労支援研修

福祉・介護分野への就労を希望する障害者の就労を支援するための研修を実施する。

オ キャリアアップ支援研修

職員のOFF-JT(職場外訓練)を行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修を実施する。

カ その他人材確保に資する研修として都道府県が認めた研修

(3)補助単価

・研修は、各年度中に複数回実施できることとし、その場合の補助の上限は、それぞれの研修1回当たりの単価に実施回数に乗じるものとし、各研修事業ごとの和を補助の上限とする。

研 修 事 業	研修1回当たり
潜在的有資格者再就業支援研修	780千円以内
高齢者等参画支援研修	312千円以内
福祉・介護サービスチャレンジ教室	156千円以内
障害者就労支援研修	468千円以内
キャリアアップ支援研修	468千円以内
その他人材確保に資する研修として都道府県が認めた研修	156千円以内

※養成施設等以外に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日当たり185千円以内を加算する。

3 補助割合 定額(10/10)

4 その他

- (1) 受講者募集にあたっては、市町村、各種団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努める。また、多数の受講者が参加しやすいよう、駅前等の会場を借り上げて実施することも可能である。
- (2) 研修の目的、受講者のレベル等を勘案し実施日数を適宜設定し実施すること。
- (3) 施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。
- (4) 都道府県福祉人材センター、ハローワーク等と連携し、受講者募集、就業の斡旋等について協力して行う。
- (5) 潜在的有資格者再就業支援研修、高齢者等参画支援研修及び障害者就労支援研修について受講修了者の就労動向の把握を行う。
- (6) 毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

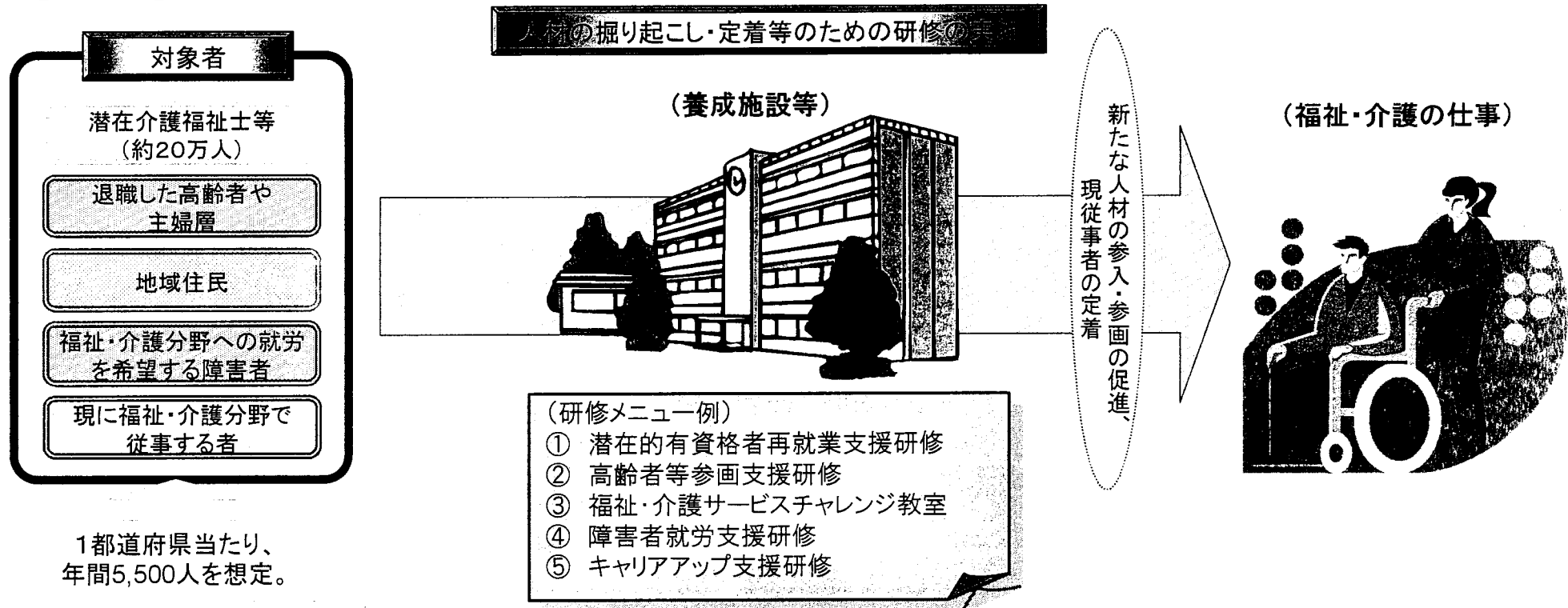
5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

潜在的有資格者等養成支援事業

目的

- 定員に余裕がある介護福祉士養成施設等の資源を活用し、
 - ① **潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修**
※潜在的介護福祉士は約20万人以上存在(平成17年度)
 - ② いわゆる「団塊の世代」や主婦層の知識・能力を活かして参画を進めるための研修
 - ③ 地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修
 - ④ **障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修**
 - ⑤ **職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修**
- 等を行うことを通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】



複数事業所連携事業

1 事業の目的

在宅サービス事業所や小規模事業所等について、効率性の問題などから求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があることから、複数の事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(施設・事業所及び養成校に対する補助)

※コーディネーターの設置は、都道府県が適当と認める団体に委託することができる。

(2)事業内容

ア コーディネーターの設置

事業所等への働きかけ、事業所間のマッチング、効果的な実施のためのアドバイスなどを行うコーディネーターを配置し、円滑な事業所間連携が図られるよう支援する。

イ 一定の要件を満たす5つ以上の事業所等(1ユニット)が連携し、共同により次の事業を実施した場合に、一定額を補助する。

(ア)介護従事者等の職員確保のため、共同による求人活動、求人説明会等を行う事業

(イ)学生募集のため、学校説明会、進路選択説明会等を行う事業

(ウ)人材育成のため、合同研修、人事交流等を行う事業

(エ)その他福祉・介護人材の確保のため、都道府県が適当と認めた事業

(3)対象施設・事業所

ア 次の要件のいずれかを満たす施設・事業所が主として参加することとし、都道府県が認めたものとする。

(ア)利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所

(イ)運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所

ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所(定員20人以下)が併設されている施設は対象。

(ウ)少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所

- イ 「進路選択学生等支援事業」を実施していない社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設
ただし、「進路選択学生等支援事業」を実施している養成施設であっても、合同教員研修等「進路選択学生等
支援事業」と内容が重複しない事業については対象として差し支えない。

(3)補助単価

1 都道府県当たり	2, 3 5 7 千円以内	コーディネーター設置・活動費
1 ユニット当たり	6 9 4 千円以内	1 ユニット (5 事業所以上)

※ 10 事業所以上で 1 ユニットの形成する場合は、2 ユニット分の補助単価まで
(1, 3 8 8 千円以内) 適用可とする。

4 その他

- (1) 本事業は、事業実施に必要な補助を行うものであり、備品等購入、給与補填等は補助対象としない。
- (2) 事業実施の中心となる施設・事業所に対して補助金を一括交付する。
- (3) 毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

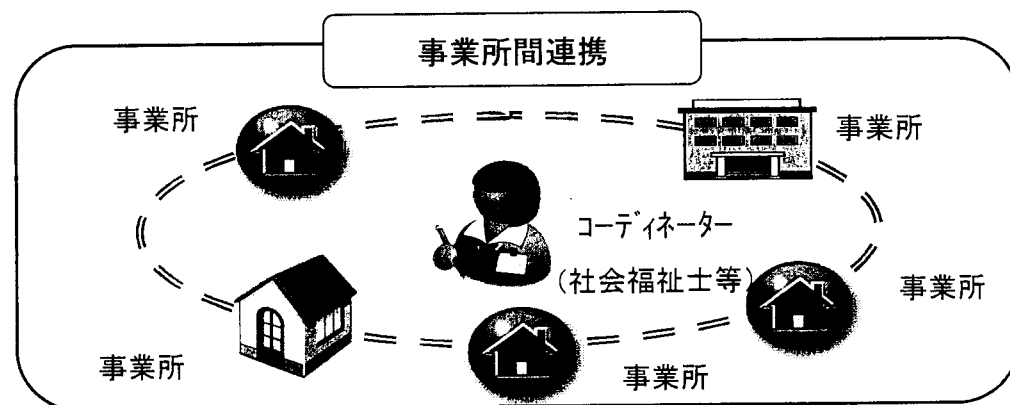
5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

複数事業所連携事業

目的

- 在宅サービス事業所や小規模事業所は、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することに困難が多い。
- 景気動向に伴い他分野の採用が活発になる一方、福祉・介護分野では離職率が高く、特に小規模事業所ほど、その傾向が強くなっている。 ※1年間の離職率(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
・・・従業員数 9人以下 29.0%、10～49人 24.6%、50～99人 20.6%、100人以上 17.7%
- そこで、複数の事業所がネットワークを形成し、協同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

【イメージ】



人材確保

- ・合同求人
- ・合同学校説明会 等

人材育成

- ・合同研修
- ・人事交流 等

学生、求職者



職員



職場体験事業

1 事業の目的

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進することを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(都道府県福祉人材センターに委託して実施することができる。)

(2)事業内容

ア 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、福祉・介護サービスの職場体験を行う機会を提供し、就労への意欲を喚起するとともに、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、就職希望者が抱く職場のイメージと事業者が求める人材像のギャップを埋めることにより、円滑な就労を支援する。また、必要に応じて、ハローワークへ誘導し労働施策の各種助成金を活用するなど、効果的な就労支援を行う。

イ 職場体験を提供する事業所に対する説明会を行うとともに、効果的な支援を行うことができるよう、定期的に対象事業所が集まり、報告会や意見交換等を行う。

(3)補助単価 定額

1 都道府県当たり	4 4 4 千円以内	事業者向け事前説明会、事業者報告会経費
1 事業所当たり	5, 9 2 0 円以内	職場体験者受入れ費用 (体験者 1 人 1 日当たり)

3 補助割合 定額(10/10)

4 その他

- (1) 職場体験は体験参加者1人当たり10日以内とする。
- (2) 職場体験参加への資格は不問とし、給与は無給とする。
- (3) 職場体験の参加は1人1回限りとする。
- (4) 職場体験参加者にかかる食費や被服費(ユニフォーム代)は補助対象外とする。
- (5) 毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

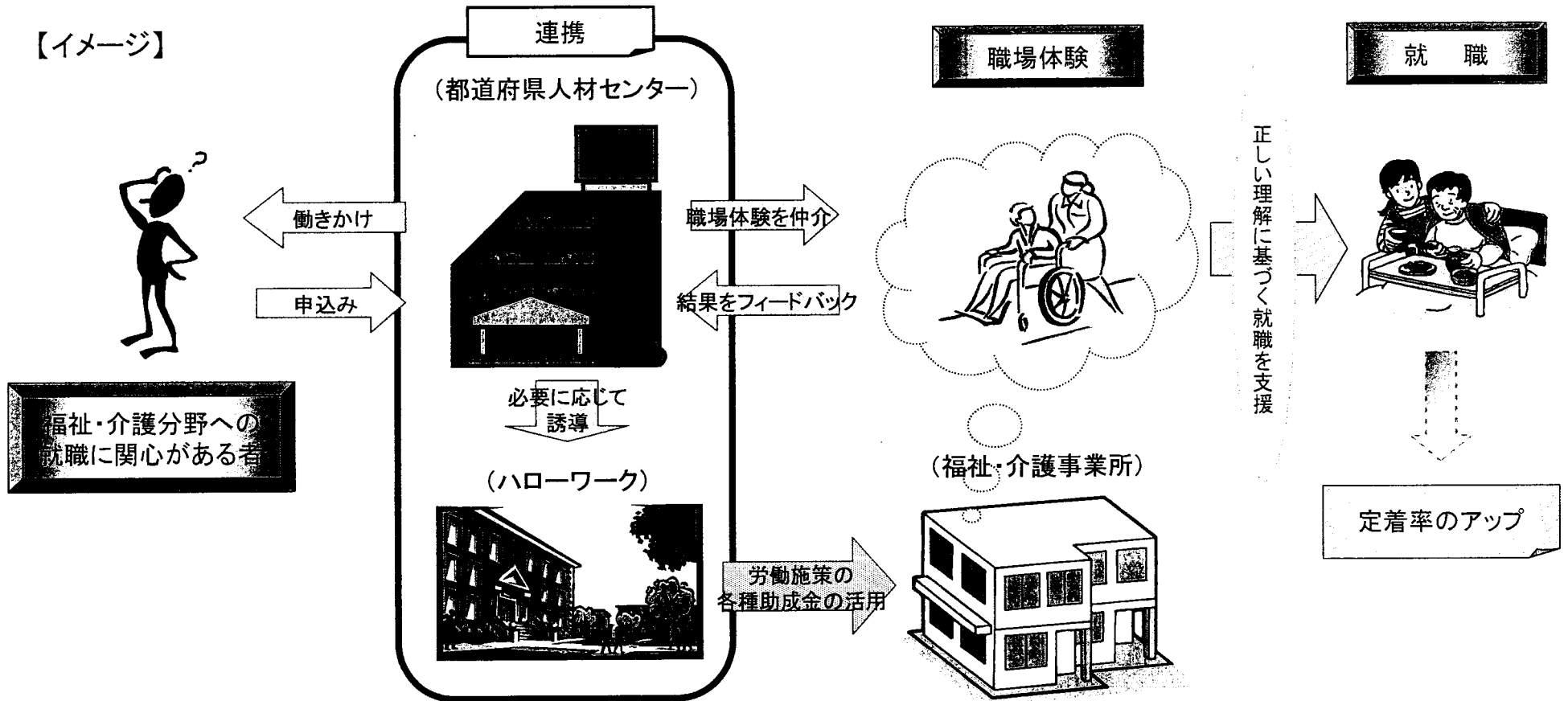
5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

職場体験事業

目的

- 福祉・介護分野において、離職者の約75%が3年未満で離職している状況にあり、また、事業者の約5割が採用した者の質に満足していないなど、就職希望者が抱く職場のイメージと、事業者が求める人材像にギャップが生じているケースも多いと考えられる。(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
- このため、あらかじめ職場体験を行う機会を提供し、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、こうしたギャップを埋め、円滑な人材参入を促進する。
- こうした取組と併せて、労働施策(各種助成金の活用)との十分な連携を図ることにより、政策効果を高める。

【イメージ】



平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱新旧対照表（案）

※ 今後、変更がありうる。

（下線部が改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱</p> <p>（同右）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、<u>新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置</u>を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的とする。</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p>

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の(1)から(3)により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分

事業者に対する運営の安定化等を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア } 160 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{全都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$$

$$\text{イ } 117.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{全都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$$

$$\text{ウ } 22.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の自立支援給付費給付実績}}{\text{全都道府県の自立支援給付費給付実績}}$$

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分

新法への移行等のための円滑な実施を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

なお、平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の執行残額がある場合は、引き続き当該措置分として充当することとし、ア及びイの算定に当たって、算定額の一部とみなし、これを控除する。

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する激変緩和措置分

事業者に対する激変緩和措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア } 195 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の施設訓練等支援費給付実績 (通所施設及び入所施設)}}{\text{全都道府県の施設訓練等支援費給付実績 (通所施設及び入所施設)}}$$

$$\text{イ } 105 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}{\text{全都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}$$

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分

新法への移行等のための緊急的な経過措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 2.5 億円

イ 人口割分 120 億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の3の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 1.5 億円

イ 人口割分 42.5 億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 養成課程割分 20 億円 × $\frac{\text{当該都道府県の3福祉士養成課程数}}{\text{全都道府県の3福祉士養成課程数}}$

エ 施設等割分 8 億円 × $\frac{\text{当該都道府県の在宅・施設サービス数}}{\text{全都道府県の在宅・施設サービス数}}$

オ 厚生労働大臣が必要と定めた額

(同右)

ア 定額分 5 億円

イ 人口割分 235 億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年●●月●●日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2))に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成21年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(同右)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成19年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2))に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
(2) その他参考となる書類

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによること
ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその
定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
(2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額)
	円	円	円	円	円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分					
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分					
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分					
合 計					

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額)
	円	円	円	円	円
(1) 事業者に対する激変緩和措置分					
(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分					
合 計					

(同右)

別紙 2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保有予定額	備考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分								
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分								
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分								
合 計								

別紙 1

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
(1) 事業者に対する激変緩和措置分								
(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分								
合 計								

(別紙様式3)

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成20年度 厚生労働省所管

国			都道府県								備考		
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出						
			科目	予算額	収済額	入額	科目	予算額	うち交付相当額	支出額		うち交付相当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(別紙様式3)

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成18年度 厚生労働省所管

国			都道府県								備考		
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出						
			科目	予算額	収済額	入額	科目	予算額	うち交付相当額	支出額		うち交付相当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(同右)

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月	保有額	年利率	備考
合計額				

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領新旧対照表（案）

（平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について（平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙））

※今後変更がありうる

（下線部が改正部分）

新	旧
<p>(別紙) 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領</p> <p>(同右)</p> <p>② 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して</p>	<p>(別紙) 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業 (1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。 ① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の交付額の上限の設定 ア 都道府県は、別に定めるところにより、市町村ごとの交付額の上限を提示するものとする。 イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して</p>

平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

(同右)

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の②のウの「23年度末」を「24年末」と読み替えるものとする。

② 基金の解散は、精算手続きが全て完了したうえで行うものとする。

なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するとき有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成20年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

③ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成20年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、特別対策事業の精算に限り、基金事業の実施期限を平成21年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の②のウの「20年度末」を「21年末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するとき有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業（以下「メニュー事業」という。）
その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護
人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業（メニュー
事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するものをいう。）と
する。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

(同右)

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式
により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業その他障害者自立支援法（平成1
7年法律第123号）の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業と
する。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負
担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費
の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負
担を直接的に軽減する事業
- ④ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、社会福祉法人等の団体への委託、補助
又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府
県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受
けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、
当該市町村に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に
繰り入れた上で、市町村に対し助成金を交付するものとする。
その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担
分を併せて交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生
労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保

- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- ⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならない。

管しておかなければならない。

- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(同右)

- (3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる

- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ⑤ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑥ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑧ 特別対策事業を行う者が①から⑦により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) (2) の⑤により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(4) (2) の⑧により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 特別対策事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、障害者等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。
- (3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」を実施する場合には、

事業」を実施する場合には、別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

別添

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	(1) 事業運営安定化事業 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。	市町村 障害児施設の変和については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市	(検討中)	1/2	1/4	1/4
	(2) 通所サービス等利用促進事業 障害者自立支援法による通所サービス	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4

別添

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する激変緩和措置	① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を80%から90%まで引き上げるため、事業者に助成する。併せて、旧体系から移行した場合に、同様の保障を設ける。	市町村 障害児施設の変和については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市	別に定める額	1/2	1/4	1/4
	② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における	市町村	1事業所あたり3,000千円以内	1/2	1/4	1/4

及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくとすくとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 新事業移行促進事業
新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うこと
によって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

(4) 事務処理安定化支援事業
障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利

市町村

(検討中)

市町村

(検討中)

送迎サービス
に対して助成
を行う。

用者負担上限
 額管理、請求
 事務又は指定
 申請などの事
 務処理を適正
 に実施し、直
 接サービスを
 提供する職員
 の利用者に対
 する安定した
 支援を確保し、
 もって障害福
 祉サービスの
 質の向上を図
 る。

(5) 就労系事業
 利用に向けた
 アセスメント
 実施連携事業
 就労移行支
 援事業所等が
 サービスの適
 否を判断する
 ために特別支
 援学校在学中
 等に実施する
 アセスメント
 (暫定支給決
 定)について、
 特別支援学校
 等の関係者と
 連携し、会議
 等の開催によ
 り円滑にアセ
 スメントを実
 施するための
 体制整備を図
 ることを目的
 とする。

市町村

(検討中)

2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	(6) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。	都道府県	(検討中)	定額(10/10)	(1) 新法に移行するまでの経過的な支援			
	(削除)	(削除)	(削除)		③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、110万円の定額を助成する。	都道府県	1 作業所あたり 1,100千円以内	定額(10/10)
					④ デイサービス事業等緊急移行支援事業 デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成する。	市町村	1 事業所あたり ・ デイサービス緊急移行支援事業1,500千円以内 ・ 精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業3,000千円以内	
(7) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施	都道府県	(検討中)			(2) 新法への移行のための支援			
					⑤ 障害者自立支援基盤整備事業 既存施設が新たなサービ	都道府県	1 施設あたり(1工事契約あたり) 20,000千円以内 (ただし、居宅介護事業及び相	定額(10/10)

<p>設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入に対し助成を行う。</p>			<p>スに移行する際等に必要となる施設の改修等に対し助成する。(ただし、ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修については、原則として、平成20年度以降は対象としない。</p>		<p>談支援事業に必要な既存建物の改修等に必要な改修5,000千円以内)</p>
<p>(8) 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。</p>	<p>都道府県</p>	<p>(検討中)</p>	<p>⑥ 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。</p>	<p>都道府県</p>	<p>1 都道府県あたり16,000千円以内</p>
<p>(9) 障害者地域移行体制強化事業 地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム</p>	<p>都道府県 ケアホームの重度障害者支援体制強化事</p>	<p>【障害者地域移行促進強化事業】 (検討中) 【グループホーム・ケアホームへの移行促進事</p>	<p>⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業 地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワ</p>	<p>都道府県</p>	<p>【精神障害者退院促進等強化事業】 ・研修企画1 都道府県あたり610千円以内 ・研修実施1 障害福祉圏域あた</p>

等への移行のための支援や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。	業については市町村	業】		ーク強化、グループホーム等に利用する住居の借り上げのための初		りで2,000千円以内
		(検討中)		度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。		
		【地域移行支援事業(障害児施設からの家庭復帰を含む)】				【グループホーム・ケアホーム整備推進事業】 入居者1人あたり133千円以内
		(検討中)				
		【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】				【就労支援事業移行初期支援強化事業】 ・障害者職場実習設備等整備事業1企業あたり5,000千円以内 ・就労支援ネットワーク構築事業1障害福祉圏域あたりで1,000千円以内
		(検討中)				
		【触法障害者地域移行支援事業】				
		(検討中)				
		【医療観察法地域処遇体制強化事業】				
		(検討中)				
		【精神障害者等の家族に対する支援事業】				
		(検討中)				
		【在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業】				【在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業】 ・重度訪問介護従業者職場定着等推進事業1,000
		(検討中)				

		<p>【ケアホームの 重度障害者支援 体制強化事業】</p> <p>(検討中)</p>			千円以内
<p>(10) 一般就労移行等促進事業 一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化 ・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対す</p>	都道府県	<p>【ア 職場実習・職場見学促進事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【ウ 施設外就労推進事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業】</p> <p>(検討中)</p>	都道府県	<p>⑧ 施設外就労等に対する助成事業 一般就労への移行や工賃(賃金)の引上げに資する取組みの促進を図るため、ア 就労継続支援事業者が施設外就労を実施する場合イ 就労移行支援事業者、就労継続支援事業者が、施設外就労・施設外支援を行った結果、一般就労に結びついた場合に助成する。</p>	<p>・重度訪問介護事業所の収入の激変緩和「100円×平成18年4～9月のサービス提供時間×1.23」の範囲内</p> <p>【ア施設外就労推進事業】 1日1ユニットあたり4千5百円。(ユニットの考え方は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障発第0402001号)」による。)</p> <p>【イ 施設外就労・施設外支援によって一般就労した場合の助成】 就労者1人あたり100千円(1回限り)</p>

<p>る助成、及び 就労継続支援 B型から就労 継続支援A型 への移行につ いての支援を 実施する。</p>		<p>【オ 障害者一 般就労・職場定 着促進支援事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【カ 離職・再 チャレンジ支援 助成事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【キ 目標工賃 達成助成事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【ク 就労継続 支援A型への移 行助成事業】</p> <p>(検討中)</p>
<p>(11)小規模作業 所移行促進事 業 利用者が少 ないために新 体系へ移行す ることが困難 な小規模作業 所が統合する ために必要な 経費に対して 助成する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>(検討中)</p>

		<p>・施設外就労、 施設外支援を行 うにあたって必 要な条件を満た すこと。 ・障害者雇用助 成金等他の助成 金等との併給は 不可。</p>
<p>⑨ 小規模作業 所移行促進事 業 利用者が少 なく、人数要 件に満たない 複数の小規模 作業所が統合 することによ り、移行する ために必要な 経費に対して 助成する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>1 都道府県あた り10,000千円以 内</p>
<p>(3) 制度改正 に伴う緊急的 な支援</p>		

<p>(12) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポート及び居住サポート事業の推進、地域自立支援協議会の運営強化等を行う。</p>	<p>都道府県</p>	<p>【ア 特別アドバイザー派遣事業】 (検討中)</p> <p>【イ 相談支援発展推進支援事業】 (検討中)</p> <p>【ウ ピアサポートセンター等設置推進事業】 (検討中)</p> <p>【エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業】 (検討中)</p> <p>【オ 地域自立支援協議会運営強化事業】 (検討中)</p>	<p>⑩ 相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポートの推進を行う。 ・ 相談支援事業所の立ち上げ支援（専門家によるアドバイス、初度設備の整備等） ・ 障害者同士の助け合い支援（各種の交流事業の実施）</p>	<p>都道府県</p>	<p>【特別アドバイザー派遣事業】 1 都道府県あたり14,000千円以内</p> <p>【相談支援事業立ち上げ支援事業】 1 か所あたり1,000千円以内</p> <p>【ピアサポート強化事業】 1 障害福祉圏域あたり1,950千円以内</p>	<p>定額(10/10)</p>
<p>(13) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流</p>	<p>都道府県</p>	<p>(検討中)</p>	<p>⑪ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>1 保健所管内あたり ・ 親同士の交流の場の整備3,000千円以内 ・ パンフレット等の作成等1,500千円以内</p>	

を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための									
制度構築に係る経費について助成する。									
(14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費（広報啓発経費、システム改修経費等）を助成する。	市町村 都道府県	(検討中)							
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)						
(15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受入が少な	市町村	(検討中)							
の場等の整備を行う。 ・ 親同士の交流の場の整備、障害児療育支援のためのパンフレット等の作成等									
⑫ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業法の施行に伴い、一時的に必要な制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。	市町村 都道府県								各都道府県毎に別に定める額（交付金のうち当該事業に充てることができる上限額）
⑬ 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給する（平成18年度分）。	市町村							平成18年12月26日付事務連絡「就労意欲促進事業の取扱いについて」に従って算定された額	1/2 1/4 1/4
⑭ 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受入れが少	市町村							1事業所あたり 就学前児童5割以上 1,900千円以内 就学前児童5割未満 1,500千円以内	定額(10/10)

<p>い児童デイサービス事業所（報酬告示上、児童デイサービス費（Ⅱ）に該当する事業所）において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。</p>		
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(16) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>(検討中)</p>

<p>ない児童デイサービス事業所であっても定められた職員配置を超えて職員を加配し、児童の個別支援を積極的に取り組んでいる事業所に対し、助成する。</p>		
<p>⑮ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業 重度障害者を受入れている事業所に対し、支援に要する費用の一部を助成する。</p>	<p>市町村</p>	<p>区分 6 1人1日あたり 1,000円 区分 5 1人1日あたり 820円 区分 4 1人1日あたり 650円</p>
<p>⑯ 相談支援・充実強化事業 障害者等に対して障害福祉施策に関する情報を周知するため、相談支援の充実・強化を図る事業に対し、</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>1市町村あたり 1,700千円以内</p>

見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する事業を実施する。					
(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。	都道府県	(検討中)			
(18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスの保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業	都道府県	(検討中)	1/2	1/4	1/4

助成する。				
⑰ 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 施設が地域の拠点機能として、障害者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受け入れ体制の整備を図るための取り組みに対し助成する。	都道府県	1 障害保健福祉圏域等あたり1,500千円以内		

<p>の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。</p>								
<p>(19) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。</p>	<p>指定都市 都道府県</p>	<p>(検討中)</p>	<p>定額(10/10)</p>					
<p>(20) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 ・制度移行期に係る事業コスト増(原油高騰対策含)</p>	<p>市町村 都道府県</p> <p>福祉機器相談基盤整備及び</p>	<p>【事業者コスト対策】 (検討中) 【筋ジス者の負担軽減措置】</p>	<p>定額(10/10)</p> <p>筋ジス者の負担軽減措置に係る事</p>	<p>⑱ その他法施行に伴い緊急に必要な事業 ・制度移行期に係る事業コスト増(原油高騰対策含)</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>【事業者コスト増に対する支援】 各都道府県毎に別に定める額 【筋ジス者の激変緩和】</p>	<p>定額(10/10)</p> <p>筋ジス者の激変緩和に係る事業に</p>	

む。)に対する支援、筋ジス者の負担軽減措置、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上、各更生相談所における補装具判定に必要な見識を高めるための研修等、コミュニケーション支援事業の広域的な体制の検討、障害者スポーツの振興、公立体育館のバリアフリー整備等

障害者スポーツ特別振興については、指定都道府県

- (検討中)
- 【オストメイト対応トイレの整備】
- (検討中)
- 【情報支援機器等の整備・購入】
- (検討中)
- 【視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業】
- (検討中)
- 【福祉機器相談基盤整備】
- (検討中)
- 【コミュニケーション支援広域支援検討】
- (検討中)
- 【障害者スポーツ特別振興】
- (検討中)
- 【体育館等バリアフリー緊急整備】

業については、国1/2、県1/4、市1/4

む。)に対する支援、筋ジス者の激変緩和、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上等

平成18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から平成18年9月の利用者負担額の2倍の額を差し引いた額を目安とする。

【オストメイト対応トイレの整備】1か所あたり500千円以内(工事費をの除く)

【情報支援機器等の整備・購入】1市町村又は1都道府県あたり1,000千円以内

【視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業】

1都道府県あたり1,000千円以内

については、国1/2、県1/4、市1/4

(検討中)

定額(10/10)

3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置

(21)進路選択学生等支援事業
福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。

都道府県

1 養成施設あたり
定員充足率(各年4月1日現在)が
・20%未満の場合
5,000千円以内
・20%以上40%未満の場合
4,300千円以内
・40%以上60%未満の場合
3,400千円以内

(22)潜在的有資格者等養成支援事業
介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。

都道府県

・潜在的有資格者再就業支援研修
1回あたり780千円以内
・高齢者等参画支援研修
1回あたり312千円以内
・福祉・介護サービスチャレンジ教室
1回あたり156千円以内
・障害者就労支援研修
1回あたり468千円以内
・キャリアアップ支援研修
1回あたり468千円
・その他人材確

		<p>保に資する研修として都道府県が認めた研修 1日あたり156千円以内</p> <p>なお、養成施設等以外に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日あたり185千円以内を加算する。</p>
<p>(23) 複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。</p>	都道府県	<p>・コーディネーター1都道府県あたり 2,357千円以内 ・1ユニットあたり 694千円以内</p>
<p>(24) 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供するこ</p>	都道府県	<p>・事前説明会や事業者報告会1都道府県あたり 444千円以内 ・事業所の受入れ 1人1日あたり</p>

とにより、新たな人材の参入を促進する。	5,920円以内
---------------------	----------

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

- 1 基金保管実績
(略)
- 2 基金運用実績
(略)
- 3 基金事業に係る経費
(略)
- 4 事業実施状況

項目	事業内容
1. <u>事業者に対する運営の安定化等を図る措置</u>	
2. <u>新法への移行等のための円滑な実施</u>	

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

- 1 基金保管実績
(略)
- 2 基金運用実績
(略)
- 3 基金事業に係る経費
(略)
- 4 事業実施状況

項目	事業内容
1. 事業者に対する激変緩和措置	
2. 新法への移行等のための緊急的な経	

<p>を図る措置</p> <p>(削除)</p>		<p>過措置</p> <p>(1) 新法に移行する までの経過的な 支援</p> <p>(2) 新法への移行の ための支援</p> <p>(3) 制度改正に伴う 緊急的な支援</p>	
<p>3. 福祉・介護人材の 緊急的な確保を図 る措置</p>			
<p>5 添付資料 (略)</p>		<p>5 添付資料 (略)</p>	

〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（参考例）（案）

（設置の目的）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案~~1~~ 基金の額は、~~△△円とする。~~

案~~1~~² 基金の額は、予算で定める額とする。

案~~2~~³ 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、事業者に対する運営の安定化等を図る激変緩和措置のための事業、新法への移行等のための円滑な実施を図る緊急的な経過措置のための事業、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のための事業、その他の障害者自立支援法の円滑な運用及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされるを図るために実施する緊急的な事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四~~三十一~~年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

- ※1 都道府県及び市町村は平成20年度内に特別対策事業実施計画を策定
 ※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成20年度内に都道府県に対して報告

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	計
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置					
①事業運営安定化事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置					
①小規模作業所緊急支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置					
①進路選択学生等支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成20年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金スケジュール

※今後、変更があり得るものである。

事 項		12月			1月					2月				3月					4月		
		2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3
		15~21	22~28	29~31	1~4	5~11	12~18	19~25	26~31	1~8	9~15	16~22	23~28	1~8	9~15	16~22	23~29	30~31	1~5	6~12	13~19
基金	条例・予算					条例案作成 予算案作成		議案提出 (議会)						議 会							
	運営要領																				
	交付要綱																				
	市町村の計画																				
個別内容																					
その他																					

(注) 自治体事務 は自治体事務を、 国等の動き・事務 は国等の動き・事務を示す。

75

(案)

事 務 連 絡

平成20年12月25日

各都道府県 福祉・介護人材確保関係主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金
（福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分）に係る協議について

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記交付金について、別紙協議書を作成の上、平成21年1月22日までに提出してください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、よろしく申し上げます。

（協議書提出先）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室指導養成係 森田・佐野

TEL 03-5253-1111(内線2848)

メールアドレス sano-tomoaki@mhlw.go.jp

別紙

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金 協議書
(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分)

○都道府県名	:	連絡先	TEL (直通)	()
○担当部局課名	:		FAX	()
○担当者名	:		MAIL	
項目	特別対策事業の内容			交付金所要額 (国庫ベース、円)
福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	【事業名】進路選択学生等支援事業			
	【事業名】潜在的有資格者等養成支援事業			
	【事業名】複数事業所連携事業			
	【事業名】職場体験事業			

※ 管理運営要領の第3の(1)に掲げる特別対策事業ごとに作成し、協議額の積算内訳を別途添付すること。

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金 協議額
(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分)

(都道府県名 :)

項 目	交付金所要額 (円) (国庫ベース) ①	既内示額 (円) ②	今回協議額 (円) ③(①-②)
福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	0	0	0

(注) 千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。